

「設計図書の照査ガイドライン」

平成18年4月

北海道水産林務部総務課

「設計図書の照査ガイドライン」

平成18年4月

はじめに

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。

しかし、森林・水産土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第17条（設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等）及び契約書第18条（設計図書の変更）に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、

- ① 「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤り又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合」
- ② 「発注者の意図による事情変更により設計図書が訂正又は変更された場合」について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更することになる。

これらの契約上の手続きを行うに当たり、北海道森林土木工事共通仕様書・水産土木工事共通仕様書において、請負者に「設計図書の照査」を義務付けているが、この「設計図書の照査」について、発注者と請負者の責任範囲が具体的に明示されていなかった為、解釈の違いにより請負者側に過度な要求がなされるとの事態が生じている。

このため、北海道水産林務部において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を、出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため設計図書の照査ガイドラインを作成したものである。

本ガイドラインは、北海道水産林務部所管の森林・水産土木請負工事について、「設計図書の照査」の基本的考え方と、具体的な照査項目・内容を「設計図書の照査要領」として、当面①治山工事（山腹）、②治山工事（溪間）、③林道工事、④水産土木工事について作成した。今後、その他の工種についても必要に応じ追加していくものとする。

また、その他の工種についても、本ガイドラインを準拠できるものがあれば、発注者と請負者において協議し、利用できるものとする。

第1章 「設計図書の照査」の基本的考え方

1 共通仕様書及び契約書における「設計図書の照査」に係る規定について

- 1) 北海道森林土木工事共通仕様書第1編第1章総則(関係条項抜粋)
(水産土木工事共通仕様書第1編第1章総則(関係条項抜粋))

1-3 設計図書の照査等 (1-1-1-3設計図書の照査等)

3 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約書第17条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、請負者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。

※()内については水産土木工事

- 2) 契約書第17条(北海道建設工事執行規則別記建設工事請負標準契約書式)

(設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等)

第17条 現場代理人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く)。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2 工事監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに現場代理人の立会いの上、調査を行わなければならない。

ただし、現場代理人が立会いに応じない場合には、現場代理人の立会いを得ずに行うことができる。

4 甲は、第2項の調査の終了後14日以内に、その結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは当該指示を含む。)を乙に通知しなければならない。

ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 5 甲は第2項の調査の結果第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
この場合において、同項第4号又は第5号に該当する場合で工事目的物の変更を伴わないときは、甲乙協議して甲が設計図書を変更するものとする。
- 6 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたとき必要な費用を負担しなければならない。

2 請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

請負者は、森林土木工事共通仕様書・水産土木工事共通仕様書及び工事請負契約書に基づいて設計図書の照査を行うこととなるが、具体的には、第2章「設計図書の照査要領」の照査の項目を実施する。

ただし、請負者による「設計図書の照査」範囲を超える事例については、以下のものが考えられる。

請負者による「設計図書の照査」範囲を超えると考えられる事例

- ① 現地測量の結果、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「設計要領」、「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、及び必要とする工費の算出。

なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び出来形図については、請負者の費用負担によるものとする。

3 設計図書の訂正又は変更に要する期間

契約書第17条第4項に定める調査の結果の通知について、発注者は、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを

得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 「設計図書の照査」範囲を超える場合の取扱いについて

「設計図書の照査」の結果、その範囲を超えと考えられる内容に対し「設計図書の訂正又は変更」が必要であると認められる場合、それらに要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

具体的には、発注者は、それらの内容の一部又は全部を請負者に求める場合、契約書第17条第5項及び第6項の規定により「設計図書の訂正又は変更」を行い、必要があると認められる場合、工期若しくは請負代金額を変更する。

5 関係資料及び逐条解説

工事請負契約書と北海道森林土木工事共通仕様書・水産土木工事共通仕様書について本文及び逐条解説を掲載した。

本ガイドラインに記載されていない内容については、以下の工事請負契約書と北海道森林土木工事共通仕様書・水産土木工事共通仕様書及びそれぞれの逐条解説により発注者と請負者との協議し決定するものとする。

I 工事請負契約書第17条(北海道建設工事執行規則別記)

(設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等)

第17条 現場代理人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く)
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2 工事監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに現場代理人の立会いの上、調査を行わなければならない。ただし、現場代理人が立会いに応じない場合には、現場代理人の立会いを得ずに行うことができる。

3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、第1項各号に掲げる事実を確認したときは、確認書を作成の上記名押印するものとする。

4 甲は、第2項の調査の終了後14日以内に、その結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む)を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見

を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 5 甲は、第2項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
この場合において、同項第4号又は第5号に該当する場合で工事目的物の変更を伴わないときは、甲乙協議して甲が設計図書を変更するものとする。
- 6 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【逐条解説】

1 概要

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際の工事現場と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等においては、現場代理人はその旨を工事監督員に通知しなければならない、通知を受けた工事監督員は調査を行い、発注者は、必要があると認められるときは設計図書を訂正又は変更し、工期又は請負代金額の変更等を行うべきことを規定したものである。

2 趣旨

建設工事の施工に当たって、請負者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負うが、設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤り又は脱漏、設計図書と工事現場の不一致、予期し得ない施工条件等が認められた場合、すなわち、契約当初と事情の変更があった場合には、発注者から当初に渡された設計図書に従って工事を続けよいか否か、どのような工事を施工すべきかなのかがわからなくなる。どのような工事目的物を作るかは設計図書の内容そのものであり(発注者が指定した場合には、どのように作るかも設計図書の内容である。)最終的には、発注者の判断事項であることから、このような場合には発注者が現場の状況、請負者の意見等を踏まえて設計図書の訂正又は変更を行うか否かを決めない限り、工事を先に進めることはできない。また、このような場合に設計図書が訂正又は変更されたときには、当初の契約で定められている工期又は請負代金額は、入札、契約に先立って発注者から示された設計図書を前提に発注者と請負者の双方が合意したものであるので、事情変更により設計図書が訂正又は変更されれば、当初の工期又は請負代金額は不適当になったことができ、公平の観点から適正な工期又は請負代金額に変更する必要がある。

本条は、このような問題に対応するために、契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと思われる場合を列挙し、そのような場合には、請負者に通知を義務付けるとともに、通知を受けた発注者が一定の手続きに従って、必要と認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行い、これに伴う工期又は請負代金額の変更等について規定し、契約関係の適正化を図ったものである。いうまでもなく、この規定は、単に請負者の立場を保護するものではなく、同時に、発注者が必要とする工事目的物を的確に、効率的に確保するためのものでもあり、今後十分な活用が望まれるものである。

なお、言うまでもなく、発注者は、設計図書について疑義が生じないよう、できる限り綿密に工

事現場を調査し、十分な内容を持つ設計図書を作成すべきであり、それこそが円滑な工事の施工に不可欠なものであることに留意すべきである。

また、第1項各号に掲げる事実が発見された場合において、当初の設計図書に従って工事を施工することが不相当と発注者が認めるときには、発注者は、契約書第19条第2項の規定により工事を中止させるべきであるし、発見された事実が重大であるときには「乙が施工できないと認められるとき」に該当するので、同第19条第1項の、規定により工事を中止させなければならない。

3 請負者の通知義務

第1項は、設計図書と工事現場の不一致の場合など列挙された事実が発見された場合には、現場代理人は、工事監督員に書面により通知して、工事監督員による確認を求めなければならないことを規定している。第1項各号に掲げられた事項をめぐっては紛争が生じやすいだけでなく、契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。現場代理人が工事監督員に通知しなければならない事実は、次のとおりである。

ア) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと

(第1号)

図面、共通仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位については、あらかじめ、設計図書の中で規定しておくべきであるが、優先順位の規定がない場合には、もし、図面と仕様書が一致しないときには、現場代理人としては、どちらに従って施工すべきかわからないことになる。このような場合に、現場代理人が勝手に判断して、施工を続けることは不相当なので、第1号が掲げられているわけである。

なお、第1号、第2号、第3号の2つ以上にあてはまるような事例もあろうが(例えば、設計図書に誤りがあるために、設計図書の構成文書が一致しない場合等)いずれに該当するとしても、その効果(第4項における取扱い)に差はないので、どの号に該当すべきか論じる益はない。

イ) 設計図書に誤り又は脱漏があること(第2号)

設計図書に誤り又は脱漏があることとは、現場代理人としては設計図書に誤りがあると思われる場合又は設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。設計図書に誤りがあると思われる場合において、現場代理人が誤っていると思われる設計図書に従って工事を施工し続けると、本当に設計図書が誤っていた場合には、請負者は、形式上契約を履行したことになるが、発注者としては本来望んでいた工事目的物を入手することができなくなる。このため、請負者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っていた場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、現場代理人としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、工事監督員に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。第2号は、このような趣旨で掲げられているものである。

ウ) 設計図書の表示が明確でないこと(第3号)

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、現場代理人が勝手に判断して、施工を続けることは不相当なので、第3号として掲げ

られている。

エ) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書で示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと(第4号)

公共工事の請負契約に当たっては、通常、発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて設計図書で施工条件を明示し、なお不足するものは現場説明書及び現場説明における質問回答書で補って、施工条件の明示を期している。請負者も、これらに基づいて施工条件を判断し、契約を締結し、工事を施工しているものであり、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更を必要とするので掲げられているものである。

工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書で示された自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、支持地盤の位置、地下水の水位、わき水の有無又は量、立木等の除去すべき物の有無があげられる。また、人為的な施工条件の例としては地下埋設物地下工作物土取捨場建設副産物の搬出場所工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

オ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと(第5号)

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第4号(上記のエ)によって担保されるが、当初は、予期することができなかったために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合については第4号は適用されない。しかしながらこの場合も、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、請負者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適当な場合であるので、第5号が設けられている。なお、既に存在していたのに、あるいは、予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第2号の適用を受けることになる。

本号の対象となる自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。また、本号の対象となる人為的な施工条件の例としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられる。

4 調査

工事監督員は、現場代理人から第1項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は自ら第1項各号に掲げる事実を発見したときは、現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。第1項各号に掲げる事実の調査については、施工条件の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、請負者としても、重大な利害関係を有することであるため、請負者の立場の保護を図るために、現場代理人の立会いの上行うこととしている。ただし、現場代理人が立会いに応じない場合には、自ら権利を放棄するのであるから、工事監督員は、現場代理人の立会いを得ずに調査を行うことができる。

5 調査結果のとりまとめ

発注者は、請負者の意見を聴いて、調査結果に基づいて必要と考えられる指示を含めて、調査結果をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、指示を含めた調査結果を請負者に書面により通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。

6 設計図書の訂正又は変更

第5項は、第1項各号に掲げる事実が発注者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行うべきことを規定している。従前は、工事内容の変更と規定されていたが、平成8年の改正によって、設計図書の変更に変更されている。これは、工事の施工に必要な工事目的物の構造、仕様等の事項は、全て設計図書に定められているはずであり、逆に、設計図書に定められていない施工方法等の事項については、自主施工の原則により、請負者の判断で決められるものであり、工事内容というに当たらないものであることから工事内容の変更はすなわち、設計図書の変更であるからである。

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。したがって、調査の結果、第1項各号に掲げられた事実が確認されたが、それがあまりに軽微であり、設計図書の訂正又は変更をしないで、当初の設計図書に従って施工を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の訂正又は変更が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の訂正又は変更が行われない場合、あるいは、現場代理人が通知したにもかかわらず、工事監督員が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、請負者は、契約書第45条第1項第3号の規定により契約を解除することができるものと解すべきである。

設計図書の訂正又は変更の手続きは、次のとおりである。

ア) 第1項第1号から第3号までに該当し設計図書の訂正をする必要があるもの発注者がその訂正を行う。設計図書は発注者が作成するものであり、したがって、その訂正も当然に発注者が行うべきものである。

イ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの

発注者が単独で設計図書の変更を行う。これは、工事目的物については、発注者がその必要性に基づいて構造、規模等を定めるのが当然であることから、変更についても自らの意思において決定すべきこととしたものである。

なお、工事目的物の変更を伴うものには、設計図書に定められた地質等の自然的又は人為的な施工条件が実際と異なった場合又は設計図書に明示されていないこれらの実際の施工条件が予期することのできないものであった場合に、基礎杭の深さを延ばすこと、工事材料の品質を高めることなども含まれる。

ウ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの(第17条第5項)

発注者及び請負者が協議して発注者が行う。工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更については、請負者の意見をも十分考慮して定める必要があるが、最終的には設計図書の変更となるので、協議して発注者が行うとされたものである。また、上記ア)の場合と上記イ)の場合が重複する場合、すなわち、工事目的物についての設計図書の変更とともに工事目的物以外の設計図書の変更が行われる場合には、それぞれの部分について上記ア)と上記イ)に従って設計図書の変更が行われるべきである。なお、実際には、設計図書の主要部分は工事材料の品質を含め工事目的物についての規定であり、施工方法等の工事目的物に含まれない事項については自主施工の原則から基本的には規定していないことから、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更はまれであると思われる。

7 工期又は請負代金額の変更等

(1) 工期又は請負代金額の変更

第6項は、設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、請負者が施工する工事が変わることとなるため、発注者と請負者の権利義務のバランスをとるとの要請から、工期又は請負代金額の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の訂正又は変更に伴い請負者が被った損失を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。

同項の「必要があると認めるとき」は「工期若しくは請負代金額を変更」のみ、にかかるが「必要があると認めるとき」か否かは、客観的な判断に基づくもので、あり、発注者又は請負者が認めるときを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。

工期の変更方法については、契約書第23条の規定に、請負代金額の変更方法については、同第24条の規定によることとなる。

(2) 費用の負担

設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、設計図書の訂正又は変更によって請負者に損害を与えたときは、発注者は工期又は請負代金額の変更に加えて必要な費用を負担しなければならない。必要な費用の中には、例えば、請負者が発注者から中止命令がかからなかったために当初の設計図書に従って工事を続行し、最終的に設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、その時までの施工部分で無用になったものに係る手戻費用又は改造費用が含まれるであろう。また、設計図書の訂正又は変更によって不要となった工事材料の売却損、労働者の帰郷費用、不要となった建設機械器具の損料及び回送費、不要となった仮設物に係る損失なども必要な費用に含まれる。なお、ここで「費用の負担」という用語を用いているのは、設計図書の誤りによる場合のように発注者の過失による損害賠償の性格を持つものと、予期することができない特別な施工条件の発生等の事情変更に伴って生じる請負者の費用の填補(負担)の性格を持つものが混在しているからである。

また「必要な」としているのは、通常合理的な範囲内で相当因果関係があるものについて負担

するという意味であり、それ以上の限定をつけるためのものではない。

負担すべき費用の算定方法については、契約書第24条第3項に規定があり、発注者と請負者が協議して定めることとなっている。

II 北海道森林土木工事共通仕様書第1編第1章総則

(水産土木工事共通仕様書第1編第1章総則)

1-3 設計図書の照査等 (1-1-1-3 設計図書の照査等)

- 1 請負者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。貸与した原図は請負者の責任で保管し、原図に損傷を与えた場合は復元の上、工事監督員が指示した期日までに返却すること。
- 2 共通仕様書等(各種の基準類等)市販されているものについては請負者の負担において備えるものとする。
- 3 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で契約書第17条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。
また、請負者は工事監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければならない。
- 4 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を工事監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

※ () 内については水産土木工事

【逐条解説】

設計図書は、正確、明瞭かつ疑義を生じることなく、また設計図書相互において矛盾や不整合がないように作成されるべきであるが、多種多様な設計図書が作成されることや幾多にもわたる変更や追加等が行われることから、これら設計図書の不備や設計図書間で食い違いが生じることがある。

また土木工事は、現地屋外における単品生産であり、工事現場の地形・地質及び地下水等の自然的条件、騒音・振動や交通及び地下埋設物等の社会的条件など数々の制約条件(施工条件)を受けて実施される。このようなことから発注者は、事前にこれらの施工条件を十分調査し、それに対応した設計図書を作成するとともに、施工上影響を与える条件については設計図書に明示することとしている。

しかし、発注者による事前の調査には限界があり、実際に工事現場に入ってみると設計図書に示す施工条件と現場が相違する場合や予期していない制約条件が生じることは、避けられない事実である。

このようなことから、本条では設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における手続きについて規定している。

1 第1項は、設計図書の準備に関する規定である。

設計図書としての図面は「設計図」として入札に際して請負者に交付されているが、工事の実施に当たっては設計図のほかには施工上有効な「参考図」があり、これらは発注者が所有している。また請負者は、工事施工に際して多種多様な図面を作成するとともに、下請等に対してこれらの図面を交付することとなる。

そこで、幾多にもわたる複製は図面の鮮明・明瞭を低下させることから、請負者はこれらの図面の原図を借用する必要がある場合、発注者にこれらの貸与を要求できることとしている。

また、工事監督員は請負者に対して「設計図」はもとより必要な「参考図」についても必要と認められた場合に限り貸与することができることを明確にしている。

2 第2項は、その他の設計図書のうち、共通仕様書や各種基準類等、定型的に作成されたものは市販されているのが一般的であり、これら市販されているものは請負者の責任において準備することを明確にしている。

3 第3項は、本条の主目的である設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における請負者と工事監督員との間の手続きを示している。

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。

しかし土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第17条(設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等)に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。それは、①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤り又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合には、請負者のみでは判断できない(この場合は発注者の判断事項)」、②「当初契約で定められた工期・請負代金額等は、発注者から示された設計図書に基づいているものであることから、事情変更により設計図書が訂正又は変更されれば、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある」からである。なお、契約書第17条については、先に述べたとおりである。

また、本項において「確認できる資料」の具体例を示している。この際、請負者は、書面の作成に時間を費やすあまりに、工事監督員がその事実の確認に遅れをとることがないように、工事監督員と十分な連絡調整を心がけなければならない。

4 第4項は、設計図書の秘密の保持について規定している。

請負者は、設計図書の取扱いに当たっては「契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」という契約書第1条第4項の規定に基づくことはもちろん工事施工のため以外に使用してはならないことは言うまでもない。

Ⅲ委託契約書(業務委託事務取扱要綱別記第10号(土木工事に係る設計、測量、調査業務))

(かし担保)

第39条 成果品にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第30条第3項又は第4項(第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定による引渡しを受けた日から当該成果品に係る工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、この場合であっても、成果品の引渡し時から10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を行えない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第30条第3項又は第4項(第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。

(注) ()書きの部分は、成果品に係る対象工事の発注がない場合に使用する。

3 前項の規定にかかわらず、成果品のかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から10年間とする。

4 甲は、成果品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、成果品のかしが設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

1 概要

本条は、成果品に瑕疵(かし)があるときは、受託者に修補請求、損害賠償請求を行うことができることを規定している。

2 趣旨

公共土木設計業務等に係る契約は、民法の請負契約であるか、委任契約であるかによって、受託者である建設コンサルタントの責任は異なるが、現在我が国における公共土木設計業務等に係る契約においては、受託者の責任は、契約当事者の解釈としては民法の請負契約が適用されるというのが一般的であることから、本条文においても民法の請負契約の規定を基本的に踏襲しつつ、その一部を修正、補充し規定している。公共土木設計業務等に係る成果品の引渡し後において、成果品に契約で定められた内容通りでない不完全な点があった場合に、受託者が負う責任が瑕疵担保責任である。公共土木設計業務等における瑕疵担保責任としては、発注者の瑕疵修補請求権と損害賠償請求権のみがあり、解除権はない。

瑕疵担保責任の成立要件は成果品に瑕疵が存在することであるこの瑕疵とは、一般に取引の通念からみて契約の目的物に何らかの欠陥があることを意味するが具体的には、契約の趣旨を踏まえ個別に判断しなければならず、その判断基準は、当該契約が締結された取引会社において前提とされている品質・性能を基準にするものである。

公共土木設計業務等に関しては、例えば、トレースミスによる設計図面の誤り、構造基準の誤った適用による過大設計、数量の計算ミスによる工事費の過少積算、構造計算ミスによる橋梁

下部工の強度不足等が瑕疵の事例として挙げられる。

また、特に、構造計算ミスによる橋梁下部工の強度不足のような設計業務段階の瑕疵の場合には、成果品の瑕疵が、成果品の欠陥に係る損害だけにとどまらず、その工事目的物にまで及ぶ場合も想定される。このような損害に関して、本条第2項において、受託者は、瑕疵担保責任の存続期間内においては瑕疵担保責任を負わなければならない。

第2章 設計図書の照査要領

請負者による具体的な照査項目・内容として、以下の工種について「照査要領」を示す。

- ① 治山工事(山腹)
- ② 治山工事(溪間)
- ③ 林道工事
- ④ 水産土木工事
- ⑤ 造林工事

なお、上記以外の工種についても、本ガイドラインを準拠できるものがあれば、発注者と請負者において協議し、利用できるものとする。